

看護師、管理栄養士、薬剤師の資格を有し、応募時に資格取得後3年以上経過している

5年以内の講習会受講証明書を有する

過去10年以内に通算2年以上、かつ通算1000時間以上保存期腎臓病患者の療養指導業務

なし

あり

※実務経験証明書が必要

実務経験代替研修 (注3)
症例研修 e-learning にて取得

各職種のいずれかの専門資格 (注1) を有する

なし

あり

自施設研修の可能な施設基準 (注2) の適否

不適

適合

(注6)

※委員会では外部研修を推奨しています

他施設研修 (注4)

困難

可能

認定試験用代替研修(注5)

症例研修 e-learning で異なる3ケースを視聴し、その**視聴症例リスト**、およびその中の2ケースについて4職種それぞれのレポート(合計8レポート)を提

他施設研修で異なる10症例の研修を行い、**腎臓病療養指導研修証明書**とともに、その中で4職種それぞれ2症例(2例は異なる症例)の合計8つの症例要約を提出

当該施設で異なる10症例の研修を行い、**腎臓病療養指導研修証明書**とともに、その中で、自身の職種を除く3職種それぞれ各2症例(2例は異なる症例)の合計6つの症例要約を提出

腎臓病療養指導士資格認定試験受験 (注7)

(注1) 専門資格

慢性腎臓病療養指導看護師 (旧 透析療法指導看護師)
透析看護認定看護師
腎不全看護特定認定看護師
腎臓病病態栄養専門管理栄養士
腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師
腎領域の慢性疾患看護専門看護師

(注2) 勤務地で自施設研修を行うことが可能な施設基準

勤務地での研修 (自施設研修) が可能な施設として適合基準は「日本腎臓学会が認定する腎臓専門医の常勤医または非常勤医, または 10 年以上の会員歴を有する日本腎臓学会所属の常勤医がおり、かつ、保存期腎臓病患者の内科外来診察および患者教育・指導が 恒常的に行われ、看護師、管理栄養士、薬剤師の 3 職種が在籍する施設 (管理栄養士、薬剤師については常勤・非常勤は問わない。透析実施の有無は問わない)」である。

(注3) 実務経験を満たさない場合の症例研修 e-learning (実務経験代替研修)

日本腎臓病協会のホームページ掲載のe-learning症例研修の中の1症例 (医師、看護師、管理栄養士、薬剤師の4職種全ての同一受診時の療養指導を示した4動画) を視聴し、4職種それぞれのレポート、合計 4つのレポート (書式あり) を提出する (1症例×4職種=合計4レポート)。認定試験用代替研修を利用する場合には、これと同一症例での提出は認められない。

(注4) 他施設研修

自施設が所定の施設基準を満たさない場合には日本腎臓学会の認定する教育認定施設において他施設研修を行い、当該施設において10症例の療養指導場面を見学のうえ、腎臓病療養指導研修証明書 (書式あり) を提出する。さらに、見学した10症例のうち、医師、看護師、管理栄養士、薬剤師の4職種それぞれ2症例 (2例は異なる症例で、4職種×2症例=合計8つ) の症例要約を提出する。腎臓病療養指導士に関する合同委員会では、実際に体験・見学すること、また連携を強化する意味においても可能な限り外部研修を推奨する。

※外部研修施設 (日本腎臓学会認定教育施設) については、外部施設研修一覧表などの以下のホームページを参照下さい。

URL: <https://jsn.or.jp/jsninfo/about/facilities/>

URL: <https://j-ka.or.jp/educator/img/dl-kensyu210709.pdf>

日本腎臓病協会では研修施設への仲介は行いません。他施設研修の申し込みは、日本腎臓病協会HPの以下を参照して、各自でお願いいたします。

URL: <https://j-ka.or.jp/educator/nintei-traning.php>

(注5) 他施設研修が難しい場合の症例研修 e-learning (認定試験用代替研修)

日本腎臓病協会のホームページ掲載のe-learning症例研修の中の3症例 (1症例は医師、看護師、管理栄養士、薬剤師の4職種全ての同一受診時の療養指導を示した4動画) の12ビデオを視聴し、視聴した3症例の視聴症例リスト (書式あり) を作成する。さらに、視聴した3症例のうち2症例について4職種それぞれのレポート (書式あり) を提出する。(2症例×4職種=合計8レポート)。実務経験代替研修を利用する場合には、これと同一症例での提出は認められない。

(注6) 勤務地の施設基準に適合する場合の症例研修 e-learning (認定試験用代替研修)

勤務地が施設基準に適合する場合であっても、症例研修e-learningでの認定試験用代替研修を希望する場合は、注5と同じ内容の研修を利用することも可能である。腎臓病療養指導士に関する合同委員会では、可能な限り自施設において研修することを推奨する。

(注7) 合格審査

実務経験代替研修、認定試験用代替研修の合格審査は委員会により行われる。合格した場合には、それぞれ実務経験代替研修、認定試験用代替研修として5年間有効。